

北谷町立北谷第二小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等についての基本的な方針

(1) 「いじめ」とは、

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）〉

(2) 「いじめ」は人間として絶対に許されない。どのような集団や社会にあっても、「いじめ」は許されない。いじめる側が悪いという認識し厳しく指導する。

「いじめ」をはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。そのため厳しく指導する。被害児童や周囲の児童からいじめの事実が確認された場合は、加害児童に事実確認をし、「特別な指導」を行う。

2 いじめ防止等についての基本的認識

(1) いじめは、「人間として絶対に許されない」いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう絶対に許されない行為という強い認識に立つこと

(2) いじめ問題に対しては、被害者の立場に立ち親身な指導を行うこと

いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。

いじめ問題は、学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること。

いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた所属集団の構造上の問題でもある。

(3) いじめ問題は、家庭教育の在り方にも大きく関わる問題であること

(4) いじめ問題は、学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となって組織的に取り組むこと。

3 いじめ防止等のための具体的な取り組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会（子ども理解部）」を設置する。

① 構成メンバー

【学校】

校長、教頭、生徒指導主任、各学年子ども理解部、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、心の教室相談員、当該学級担任

【PTA】

PTA会長

【行政】

北谷町教育委員会 ※事例に応じて要請

【関係機関】

北谷町青少年支援センター、北谷町子ども家庭課、沖縄警察署（北谷交番）
※事例に応じて要請

② いじめ防止対策委員会の役割

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

イ いじめ防止に関すること（情報交換による共通理解：情報連携）

ウ いじめ事案に対する対応に関すること（行動連携）

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担う。

- いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- いじめに関する教職員研修等の実施
- いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- いじめに関する通報及び相談への対応
- いじめや問題行動等に係る情報の収集
- いじめ事案に対応するための会議の開催
- いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- いじめ事案に係る記録と情報の共有
- いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- 保護者に対する情報提供 等

(2) いじめの防止対策委員会の開催

いじめの防止・早期発見・早期対処をするため、いじめ防止対策委員会の開催（定期及び臨時）及びいじめに関する定期的な調査を実施する。ただし、いじめ防止対策委員会は、特別の事情がある場合を除き、子ども理解全体会と兼ねて実施する。

(3) いじめの未然防止のための取り組み（法第15条、第19条第1項関係）

日頃の授業や行事、特別活動及び部活動等の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進し、児童にとって、学校が安心できる「居場所」となりうるよう意識した取組を進める。また、人権教育の充実及び人権の日を設定し人権感覚の涵養を図る。

- ① 学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進める。
- ② 教職員は指導に際して、自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。
- ③ 体罰については、いじめの遠因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- ④ ネットいじめを防止するため、学級活動や技術等の授業や講演会等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努める。

(4) いじめの早期発見のための取り組み（法第16条関係）

- ① 児童や保護者の声を聴くためのアンケートは、その目的をしっかりと定め、記載内容については丁寧に拾い上げ、迅速に確認を行うとともに、アンケート用紙の保管には十分に配慮をいたします。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 教職員の資質向上のための校内研修会を設定することにより、児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。

- ④ 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を強く持ち、各学校において、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努める。また、教職員同士が連携できるよう、報告・連絡・相談のマニュアルの徹底を図る。
 - ⑤ 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進める。
- (5) いじめの早期解決のための取り組み（法第23条関係）
- ① 全ての教職員が「みんなが担任、みんなの児童」という当事者意識を常に持ち、教職員間の連携を促進できる体制づくりに努める。
 - ② 児童がいじめを受けているとの通報を受けたとき、および児童がいじめを受けていると思われるときは、直ちにいじめの防止等のための組織の会議を緊急開催し情報を共有する。また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を町教育委員会に報告する。
 - ③ 事実の有無の確認を行う際には、適切な方法により速やかに関係児童、教職員や保護者も含め、多方面からの情報収集を行い、正確な事実の把握に努める。また、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いには十分に注意を払う。
 - ④ いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者（教育委員会等）の間で情報を共有し、連携して対処する。
 - ⑤ いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行う。
 - ⑥ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営むことができるように助言や支援を行う。
 - ⑦ いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
 - ⑧ 事実確認の結果は、速やかに北谷町教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童といじめを行った児童の双方の保護者に報告する。
 - ⑨ 校長は、学校に在籍する児童・生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えるものとする。

《いじめ防止対策年間計画》

学期	月	いじめ防止対策委員会の取り組み	生徒指導	教育相談
一学期	4	・いじめ防止基本方針についての確認 ・いじめ防止対策にかかわる共通理解 ・児童に関する情報交換(指導部会)(P)		
	5	・児童に関する情報交換(指導部会)(D)	・子ども理解全体会①(いじめ防止対策委員会)	・いじめの関するアンケート① ・QU アンケートの実施①
	6	・児童に関する情報交換(指導部会)		・教育相談週間①
	7	・児童に関する情報交換(指導部会) ・ハイパーQU 活用に関する研修	・子ども理解全体会②(いじめ防止対策委員会)	
	8	・いじめに関する研修		
	9	・児童に関する情報交換(指導部会)	・子ども理解全体会③(いじめ防止対策委員会)	・いじめに関するアンケート②
二学期	10	・1学期の取り組みの反省と2学期の取り組みの確認		・QU アンケートの実施② ・教育相談週間②
	11	・児童に関する情報交換(指導部会)	・子ども理解全体会④(いじめ防止対策委員会)	
	12	・児童に関する情報交換(指導部会)		
	1	・児童に関する情報交換(指導部会)	・子ども理解全体会⑤(いじめ防止対策委員会)	
	2	・児童に関する情報交換(指導部会) ・今年度の取り組みの振り返り(C)		・いじめに関するアンケート③
	3	・2学期の取り組みの反省と次年度の取り組みの検討(A)		

(6) 家庭との連携(法第17条関係)

- ① 児童がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努める。
- ② 家庭でのささいな変化を見逃さないようにするため、学校からのお知らせ等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努める。
- ③ 学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、電話相談や定期面談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努める。

(7) 関係機関との連携(法第17条関係)

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携し対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる

おそれのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② ネットいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、関係機関を活用した講話等により、必要な情報提供・啓発活動を行う。

③ いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図る。(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等)

(8) 地域との連携 (法第17条関係)

① 学校評議員会等を利用し、学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し、解決を図ることで、児童が心豊かに育つ学校づくりに努める。

② 地域で児童を見守る人の輪を広げるため、学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や行事等を通して、各学校、地域の関係団体、施設、事業所、NPOやボランティア団体等地域の人々とふれあう機会を充実するよう努める。

(9) いじめ防止に関する対策の具体化及び点検と見直し

① 毎年度末に、いじめ防止の取組をまとめて、北谷町教育委員会に報告する。また、その取組を振り返り、改善に努める。

(10) いじめに関する情報の集約と共有化の取り組み

① いじめアンケートやいじめチェック表、教育相談等を定期的・継続的に実施し、いじめの早期発見・早期対処のために積極的な収集に努める。

② いじめに関する情報はいじめ対策委員会で集約し、全職員の共有化を図る。

③ いじめに関わる被害児童及び加害児童の情報については十分配慮し、いじめの態様によっては特定されないように留意する。

(11) いじめに対する措置

① 被害児童に対して

ア 家庭訪問を必ず行う。(担任・学年主任・生徒指導主任・心の相談員)被害児童を守る態度を示し、どのような解決を求めているのか、児童・保護者の思いを受け止める。

イ 周りの児童との関係に注意を払い、人間関係づくりを慎重にする。

ウ 靴隠し、悪質な手紙など加害児童が特定でない場合は、教職員が被害児童や保護者の気持ちを代弁し、被害児童の立場に立つことで安心感を与える。

エ 継続的な教育相談などフォローの体制を確実に組む。

② 加害児童に対して

ア 基本指導7項目を行う。

イ 加害児童に対しての意識が薄く「いじめられた方に問題がある」「自分もされたことがある。」という責任転嫁をする保護者もいる。あくまでも、被害児童の立場に立って毅然とした対応をする。

ウ 被害児童に対しては、保護者に連絡し説明を行う。

保護者に連絡し説明を行い、行為についての反省ができれば謝罪の場を設定する。その後、生活の改善に向けた指導(生活の振り返り等)をする。

エ 事後経過をしっかりと見守り、継続的な指導を続ける。児童のたわいない話にしっかりと耳を傾ける。

オ いじめと判断された場合には毅然とした態度で対応し、指導を徹底する。加害児童の態度に改善が見られない場合は、別室で学習させたり、支援員を配置したりする等、特別な指導を行う。

〈基本指導 7 項目〉

- ① 事実を正確に確認する。(いつ・どこで・誰が・何を・どのように・どうした)
- ② 個別指導をする。迅速に対応する(場合によっては複数で)
- ③ 指導後報告を必ず行う(学年主任→生徒指導主任→管理職)
- ④ 保護者に事実の経過と指導方針を伝える。(できるだけ迅速に)
- ⑤ 学校・児童・保護者での指導と改善の約束をする。
- ⑥ 事後経過の確認をする。 養護教諭、心の相談員、当該学級担任
- ⑦ 問題行動に係る事実確認し記録する。

4 重大な事態発生時の対応

(1) 重大な事態の定義

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の財産に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合(年間30日を目安)

(2) 学校は重大な事態が発生したまたは重大な事態に発展する恐れがある場合には、速やかに教育委員会への報告を行う。

(3) 重大な事態が発生した場合には、いじめは「いつ頃、誰から、どのようないじめを受けたのか」、また「いじめが発生した背景や加害及び被害児童の人間関係」、「学校・教職員がどのように対応したのか」等の事実関係を可能な限り調査し、客観的な事実関係を明確にする。

(4) 学校は、重大な事態に関する調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(5) 学校は、重大な事態が発生した場合には、速やかに再発防止のための適切な方法により対処する。

(6) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、北谷町教育委員会又は学校が行うこととされているが、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた北谷町教育委員会が判断する。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、北谷町教育委員会において調査を実施する。

○ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと北谷町教育委員会が判断した場合

○ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

① 学校が主体となる場合の調査

ア 学校が行う重大事態の調査は、法第22条の規定に基づき学校に常設する「いじめ防止対策委員会」が主体となって実施する。

イ 常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

② 北谷町教育委員会が主体となる場合の調査

ア 学校で発生した重大事態について、北谷町教育委員会が行う調査は、北谷町教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置して行う。

イ 北谷町教育委員会では、「北谷町いじめ問題専門委員会」において調査を実施し、発生した重大事態について、北谷町教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請する。

北谷町に設置するいじめ防止に係る組織

重大事案

○ 学校が調査主体の場合

いじめ防止対策委員会

【目的】法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査を行う

【委員】常設の委員に、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材を加える

○ 町教育委員会が調査主体の場合

北谷町いじめ問題専門委員会

【目的】法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査を行う

【委員】5 人以内

臨床心理士、学識経験者、医師、弁護士、
その他教育委員会が必要と認める者

<法第 28 条第 1 項に係る組織>

報告

町長

再調査

○ 再調査の必要があると認めた場合

北谷町いじめ問題再調査委員会

【事務局】町長部局

【目的】重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるとき、再調査を行う

【委員】5 人以内

臨床心理士、学識経験者、医師、弁護士、
その他町長が必要と認める者

<法第 30 条第 2 項に係る組織>

北谷町いじめ防止基本方針に基づく組織

北谷第二小学校

いじめ防止対策委員会 <法第 22 条に係る組織>

- いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進
- 発生したいじめ事案に的確に対処する
- 法第 28 条に規定する重大事態に係る調査を学校が主体となって行う場合に、外部から必要な人材を加えて調査を行う

北谷町教育委員会

北谷町いじめ問題対策連絡協議会 <法第 14 条第 1 項に係る組織>

- いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図る
- いじめ防止やいじめ事案、重大事態に関する情報連携・協議
- 「北谷町いじめ防止基本方針」に基づく取組の検証と見直し

北谷町いじめ問題専門委員会<法第 14 条第 3 項に係る組織>

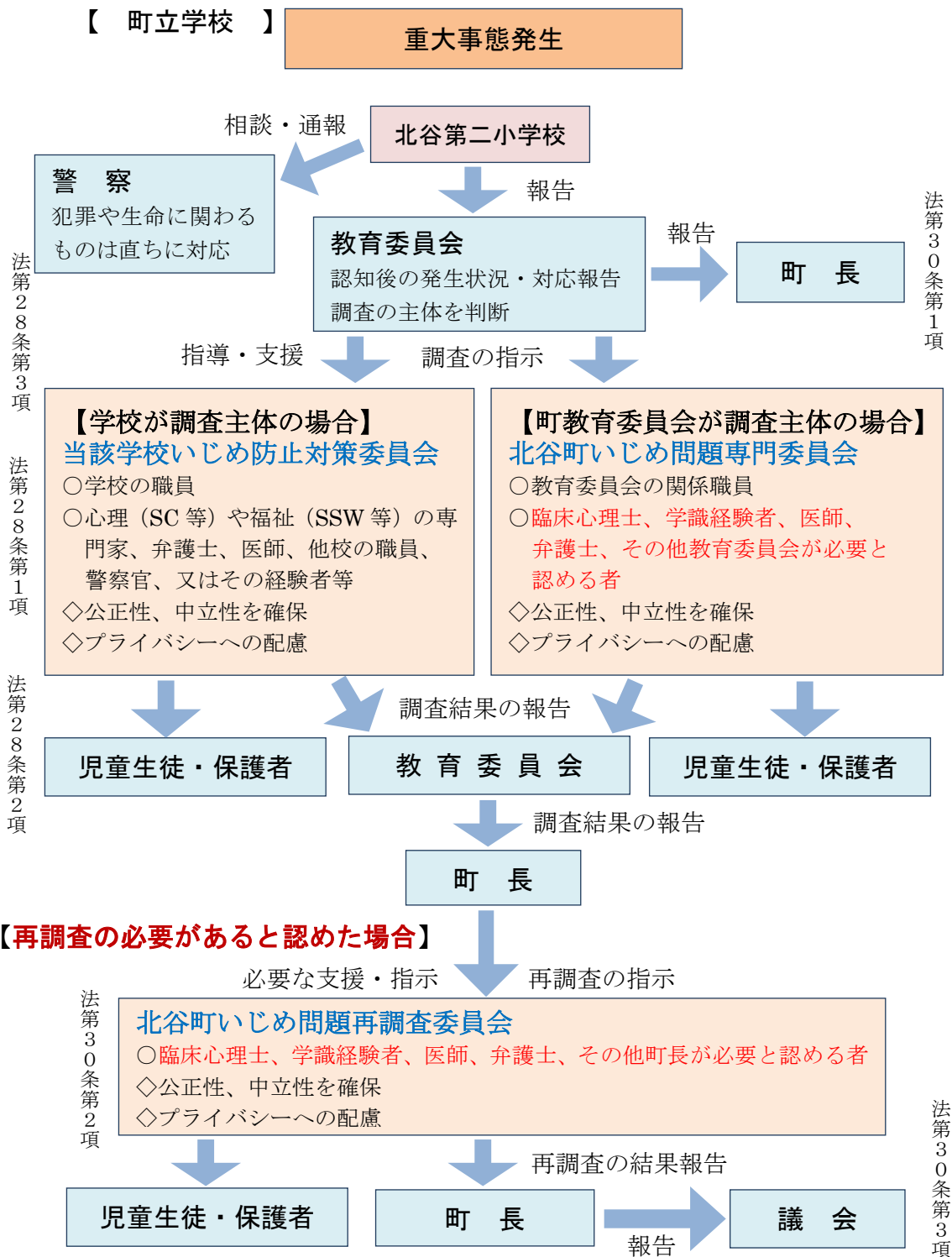
- いじめ防止に関する施策、取組について審議・検証を行う
- 発生したいじめ事案に対し問題の解決を図る
- 法第 24 条に基づき町教育委員会が自ら調査を行う必要がある場合に調査を行う
- 法第 28 条に規定する重大事態に係る調査を町教育委員会が主体となって行う場合に調査を行う

町 長

北谷町いじめ問題再調査委員会<法第 30 条第 2 項に係る組織>

- 町長が、重大事態に係る調査報告を受け、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合に再調査を行う

重大事態発生時のフロー図



※ 調査組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当事者と利害関係を有しない第三者を選任し、公正性、中立性の確保に努める。

※ 総合教育会議を北谷町総合教育会議運営要綱第2条（3）に基づき適宜開催する。